

中村川流域、波瀬川流域、赤川流域では

流域治水を本格的に実践し、浸水被害を軽減させるため、

「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、

「特定都市河川」および「特定都市河川流域」の

指定手続きを進めています。

Q なぜ、中村川流域、波瀬川流域、赤川流域を指定するの？

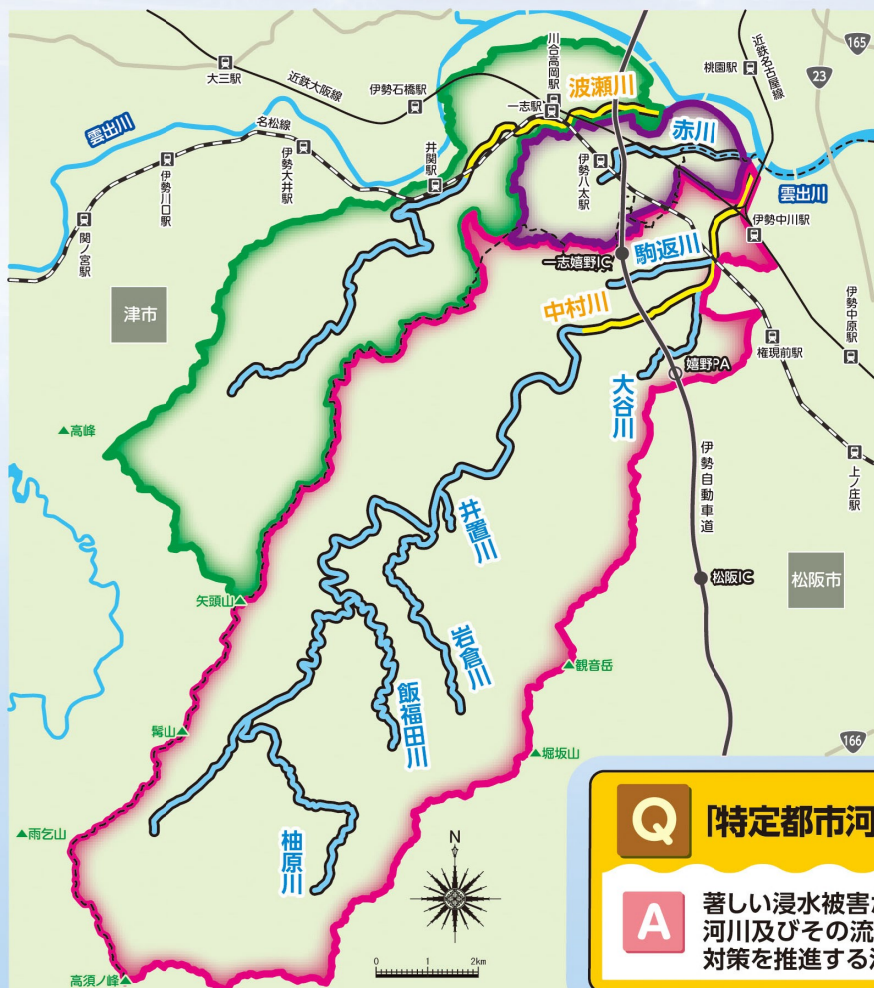
A この地域は、近年10年（平成21年～平成30年）では、ほぼ年1回の浸水被害となっています。流域に関わるあらゆる関係者が協働し、このような浸水被害を軽減していくために、指定手続きを進めています。



Q 「特定都市河川」「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるの？

A 堤防の整備、河道掘削などのハード整備を加速していきます。加えて、国・県・市・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。そのうちの1つとして、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為について、許可が必要となります。
※詳細は裏面でご紹介しています。

■中村川、波瀬川、赤川特定都市河川流域 位置図



- 凡例
- 指定を行おうとする河川(国管理)
 - 指定を行おうとする河川(県管理)
 - 指定を行おうとする河川の流域(中村川)
 - 指定を行おうとする河川の流域(波瀬川)
 - 指定を行おうとする河川の流域(赤川)
 - 行政界

Q 「特定都市河川浸水被害対策法」ってなに？

詳しくはこちらをご覧ください。

A 著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域等について、浸水被害の防止のための対策を推進する法律です。



許可が
必要!

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要になります。

※令和5年3月下旬頃から予定しています。

- ▶特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為**(土地の締固めや開発などにより雨水を浸み込みにくくする行為、すなわち、雨水が河川に流れ込む量を現在よりも増やす行為)は、三重県知事の**許可が必要**になります。
- ▶許可にあたっては、技術基準に従った**雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要**になります。

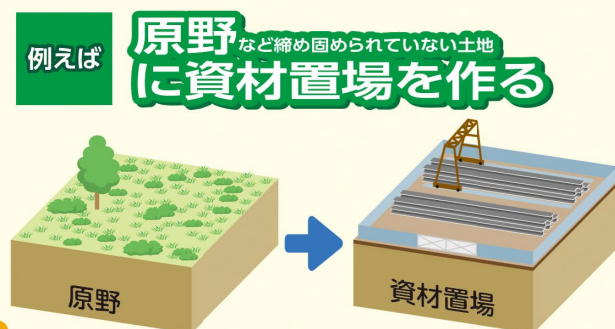
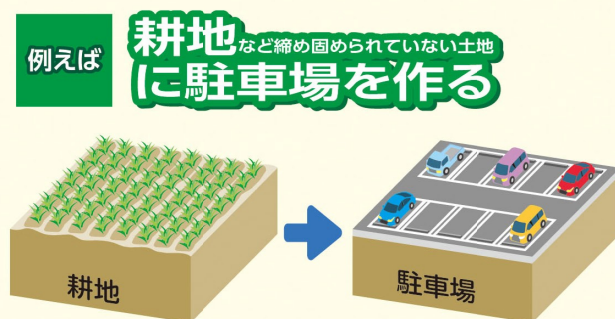
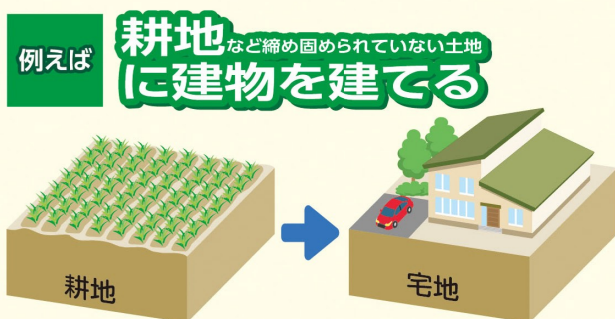
※宅地等以外の土地とは、林地・耕地・原野類、山地、人工植生法面、締固められた土地、ゴルフ場・運動場類(排水施設を伴うものに限る)のことです。

※1,000m²は、約1反(991.7m²)、約300坪(991.7m²)です。

※行為面積や行為前後の状況により、必要な対策は異なります。

※1,000m²未満の雨水浸透阻害行為を行われる方も、雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策にご協力いただきますようお願いいたします。

以下のような、雨水浸透阻害行為(1,000m²以上の場合)を行う際には…



雨水を貯めたり浸み込ませたりする対策が必要です。



- ▶また、許可に伴い設置された施設が持つ雨水を貯めたり浸み込ませたりする機能を阻害するおそれのある行為も、三重県知事の許可が必要になります。※例えば、雨水の流入口の閉塞、雨水貯留施設の埋立て等が該当します。

雲出川中流部流域水害対策協議会準備会

問い合わせ先 / 中部地方整備局三重河川国道事務所 TEL: 059-229-2211
三重県県土整備部河川課 TEL: 059-224-2682
津市建設部河川排水推進室 TEL: 059-229-3207
松阪市建設部建設総務課 TEL: 0598-53-4142

雲出川中流部流域水害対策協議会準備会は、三重河川国道事務所、三重県、津市、松阪市等で構成されています。

詳しくはこちらを
ご覧ください。

